

リリス施設利用のガイドライン（共通）

～ 本ガイドラインは令和5年3月13日から5月7日までの間 ～

2023年3月13日

栄区民文化センター

来館者全員	<ul style="list-style-type: none"> 来館する人は、手指消毒、石鹸での手洗いをお願いします。 来館する人は、各自検温し、発熱がないこと、風邪の症状がないことをご確認ください。そのような症状がある場合、入館をお断りする場合がありますのでご注意ください。 厚生労働省の示す通り、マスクの着用は個人の判断が基本になりますが、「周囲の方に、感染を広げないために」「ご自身を感染から守るために」に注意いただきますようお願いいたします。
人数／内容	<ul style="list-style-type: none"> イベントについては、 <ol style="list-style-type: none"> 安全計画を策定し、神奈川県による確認を受けた場合は、数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とします。 それ以外の場合、人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とします。この場合、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管してください。 【チェックリストのフォーマット等（神奈川県 HP）】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html 合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌い手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（一般 社団法人全日本合唱連盟策定）を遵守してください。https://jcanet.or.jp/news/COVID-19.htm 客席で歌唱する場合は、ステージと同じ考えで配置してください。 常時換気のできない場合は、30分に1回、5分以上の休憩をとり、換気を行っておこなってください。
主催者／利用代表者事前	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインに加え、「横浜市文化施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和5年3月10日）を参考にしてください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/bunkashisetsu/default20200528.html 貸館利用時、主催者、利用代表者は、館の利用に関するガイドラインを遵守し、同伴者や来場者に対し、感染症予防の周知徹底を呼び掛けてください。 特に、体調が悪い場合は来館しないこと、マスク着用もしくはハンカチによる咳エチケット、手指消毒にご協力いただくことを事前に周知ください。 必要に応じ、消毒用のアルコール体温計などは主催者、利用代表者でご用意ください。消毒液は、在庫状況次第で少量ではありますが、販売できる場合がございますので、スタッフにお声がけください。 主催者、利用代表者は、来館前の来場者に検温の実施を依頼して、症状がある場合は入館をお控えください。また、その旨掲示することで効果を上げられます。
主催／利用時当日	<ul style="list-style-type: none"> 来館する人は、手指アルコール消毒又は洗面所で手洗いをお願いします。利用代表者は同伴者に対し、イベントの主催者は参加者に対し、同様に周知ください。 イベントの主催者は必要な場合、入口に手指消毒用の消毒液を各自で設置ください。（施設ではご用意いたしません。） ゴミは、各自で持ち帰ってください。 各室利用後の消毒は、退室時間までに、机、椅子、ドアノブなど触れたところは、利用者が備付けの消毒セットで行い、原状回復後、スタッフの点検を受けてください。有料の付帯設備は、施設側で行います。

ガイドラインを遵守しない場合、利用を取消す場合がありますのでご了承ください。

- ・職員及びカルチャースタッフは、体調がすぐれない場合は出勤しません。
- ・職員及びカルチャースタッフは、出勤前に検温を行い、熱がある場合は職務につきません。
- ・職員及びカルチャースタッフは、マスク着用を行います。
- ・職員及びカルチャースタッフは、お金を扱った場合など、手指消毒を頻繁に行います。
- ・職員及びカルチャースタッフは、諸室の付帯設備、定められた場所の消毒を定期的に行います。
- ・職員及びカルチャースタッフは、諸室のインターバル時に、換気を行います。
- ・各諸室に、サーキュレータを設置し、換気を促進します。
- ・各諸室に、Co2 濃度計を設置し、換気行動を促進します。
- ・各諸室に、消毒セットを用意し、接触感染の防止に努めます。
- ・窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置します。
- ・施設において利用者、職員及びカルチャースタッフの感染（疑い含む）を把握した場合は、報告様式に基づき、横浜市文化観光局文化振興課に速やかに報告します。

【補足説明】

★「イベント」とは

事前予約制・チケット販売・時間指定(○時～△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等)の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)を指します。出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。

★業種別ガイドライン

これまで本ガイドラインで参考としていた業種別ガイドラインは以下の通りです。

○合唱

<https://jcanet.or.jp/news/COVID-19.htm>

○管弦楽・吹奏楽・合唱等全般：

<https://www.classic.or.jp/2022/10/4107.html>

○施設全般

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/

そのほかのガイドラインは、以下をご確認ください。

○内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 業種別ガイドライン一覧

<https://corona.go.jp/guideline/>